

# 鹿 児 島 県 公 報

令和4年3月4日（金）第291号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における選挙人名簿登録の基準日  
(選挙管理委員会取扱い) 1
- 鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日  
(選挙管理委員会取扱い) 1

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により，令和4年3月20日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における選挙人名簿の登録について，被登録資格の決定の基準となる日を同月10日（ただし，年齢については同月20日）と定めた。

令和4年3月4日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により，令和4年3月20日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月11日からと定めた。

令和4年3月4日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成